

第5章 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

5-1 取組の目的

本プログラムは、女川町耐震改修促進計画に定めた耐震化の目標に向け、住宅の耐震化に係る具体的な行動を定めることにより、住宅の耐震化を推進することを目的とします。

5-2 位置づけ

本プログラムは、女川町耐震改修促進計画の実施計画として位置づけます。

5-3 対象となる区域と建物

本プログラムの対象区域は、本町の耐震化の状況から町内全域とします。
対象建物は、町内の耐震性を満たしていない木造住宅とします。

5-4 耐震化に係る取組内容

女川町耐震改修促進計画の計画期間中における取組内容は、次のとおりとします。

1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化への働きかけ

- 町内の住宅を対象に、職員が直接訪問し、耐震化の必要性や地震災害のリスクを説明し、補助制度の内容や手続きについて案内します。

2) 耐震診断実施者に対する耐震化への働きかけ

- 耐震診断を実施し、耐震性がないと判定された住宅で、耐震改修を実施していない住宅所有者に対して耐震改修の実施に向けて働きかけます。

3) 耐震化に向けた経済的支援の継続

- 住宅所有者の経済的な負担を軽減するため、耐震診断や耐震改修工事に係る費用の一部を助成します。
- 住宅の耐震改修工事を実施した住宅に対する固定資産税の減額措置を継続します。

4) 一般への周知・普及啓発

- 広報おながわや女川町公式ウェブサイト等を活用し、耐震化の必要性や地震災害のリスク、補助制度、相談窓口などの情報発信を行います。
- パンフレットの配布やパネル展示により、耐震化の必要性や補助制度について周知します。

5-5 目標

年度ごとの目標は、次のとおりとします。

■年度ごとの実施目標(戸)

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	計
耐震診断	2	2	2	2	2	2	12
耐震改修	1	1	1	1	1	1	6